

液化石油ガス法関係手数料 令和4年4月1日施行

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	徴収時期
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	31,000円	登録申請のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	1通につき630円	交付請求のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料	1回につき460円	閲覧請求のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	保安機関認定申請手数料	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	認定申請のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	保安機関認定更新申請手数料	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	認定更新申請のとき

<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>	<p>一般消費者等の数の増加認可申請手数料</p>	<p>20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>認可申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>保安確保機器設置等方法認定申請手数料</p>	<p>ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 55,000円 イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合 80,000円 ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 98,000円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>貯蔵施設等設置許可申請手数料</p>	<p>21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>貯蔵施設等変更許可申請手数料</p>	<p>15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>変更許可申請のとき</p>

<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>貯蔵施設等完成検査手数料</p>	<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び68の項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>検査申請のとき</p>
<p>68 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>貯蔵施設等変更完成検査手数料</p>	<p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>検査申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>	<p>充てん設備許可申請手数料</p>	<p>28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対</p>	<p>充てん設備変更許可申請手数料</p>	<p>17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>	<p>変更許可申請のとき</p>

する審査			
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	充てん設備完成検査手数料	36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	検査申請のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査	充てん設備変更完成検査手数料	27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	検査申請のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査	充てん設備保安検査手数料	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	検査申請のとき
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付	液化石油ガス設備士免状交付手数料	3,300円	交付申請のとき

<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付</p>	<p>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</p>	<p>2,300円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の書換え</p>	<p>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</p>	<p>1,200円</p>	<p>書換え申請のとき</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</p>	<p>液化石油ガス設備士試験手数料</p>	<p>23,200円（電子情報処理組織により願書を提出する場合には、22,700円）</p>	<p>願書提出のとき</p>